

オンライン診療受診施設設置者死亡届出書・失踪届出書の記載要領

事 案	オンライン診療受診施設の開設者が死亡又は裁判所による失踪宣告を受けた場合		
根拠法令	医療法第9条第2項		
提出期限	死亡（失踪宣告）後10日以内	様 式	オ5
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	なし		
提出部数	2 部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項	
「届出者」欄	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本届の届出者は、次のとおりである。（戸籍法第87条） <ul style="list-style-type: none"> (1) 同居の親族 (2) その他の同居者 (3) 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 ※ 死亡の届出は、同居の親族以外の親族もすることができる。 ■ 届出者の住所地（住民票のある住所地）、氏名、続柄を記載する。
1. 設置者の住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 死亡した（失踪宣告を受けた）設置者個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 氏名は、設置者個人の氏名を記載する。
2. オンライン診療受診施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン診療受診施設開設届出書の名称を記載する。
3. 設置の場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン診療受診施設開設届出書の設置場所を記載する。
4. 死亡・失踪の宣告 年月日	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン診療受診施設の開設者が死亡した年月日を記載する。 ■ 失踪宣告を受けた場合は、失踪宣告を受けた年月日を記載する。 ※ 開設者の意思が確認できない死亡や失踪の場合は、開設者本人が廃止届を提出できないので本届出による。